

感染症広域情報：エムポックスに関する注意喚起
（「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」の宣言）

【ポイント】

- 8月14日（現地時間）、WHOの緊急委員会が開催され、同委員会はテドロスWHO事務局長に対して、コンゴ民主共和国及びアフリカの複数国におけるエムポックスの感染拡大は、アフリカ大陸外にまで広がる可能性があり、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」と考えられると助言しました。
- 同日、テドロス事務局長は、この感染拡大がPHEICに該当する旨を宣言しました。

【本文】

1 「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」宣言

8月14日（現地時間）、WHOの緊急委員会が開催され、同委員会はテドロスWHO事務局長に対して、コンゴ民主共和国及びアフリカの複数国におけるエムポックスの感染拡大は、アフリカ大陸外にまで広がる可能性があり、PHEICに該当すると助言したことを受けて、同日、テドロス事務局長はPHEICを宣言しました。

2 エムポックスについて

- （1）エムポックスウイルスには異なる型のウイルスがあり、WHOによれば、2022年の世界的な大流行を引き起こしたエムポックスウイルスよりも重篤で感染力が強い可能性があるクレード1の症例が、コンゴ民主共和国、ブルンジ、ケニア、ルワンダ、ウガンダ、コンゴ共和国、中央アフリカ共和国で報告されています。
- （2）WHOによるPHEICの宣言を受け、8月15日、外務省はコンゴ民主共和国、ブルンジ、ケニア、ルワンダ、ウガンダ、コンゴ共和国、中央アフリカ共和国の7か国を対象に感染症危険情報（レベル1：十分注意してください）を発出しました。
- （3）これらの国に渡航する予定がある方及びすでに滞在している方は、以下の感染症危険情報「エムポックスに関する感染症危険情報（レベル1）の発出」を参照しつつ、感染防止に十分留意してください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2024T076.html#ad-image-0

3 エムポックスの予防法等については以下の8月8日付感染症広域情報「エムポックスに関する注意喚起」をご参照ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2024C032.html

4 本広域情報の対象国・地域
全世界

5 在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には、万一来に備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902、2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局政策課(感染症情報)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 4477

○外務省 海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://m.anzen.mofa.go.jp/mbtop.asp> (モバイル版)

(現地在外公館連絡先)

各国の在外公館は以下の外務省ホームページをご参照ください。

○外務省ホームページ：在外公館リスト

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/link/zaigai/index.html>